

しんぜん訪問看護ステーション 訪問看護サービス利用料金表

【介護保険】

※1単位=11,12円（横浜市）

2024年6月1日現在

介護保険		サービス内容略称	単位数	金額	ご利用者様 1割負担額※	ご利用者様 2割負担額※	ご利用者様 3割負担額※	
訪問 看護 費	30分未満	訪問看護Ⅰ 2	471	5,237円	524円	1,048円	1,572円	
	30分以上60分未満	訪問看護Ⅰ 3	823	9,151円	916円	1,831円	2,746円	
	60分以上1時間30分未満	訪問看護Ⅰ 4	1128	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円	
	訪問リハビリ（40分以内）			588	6,538円	654円	1,308円	1,962円
	訪問リハビリ（60分以内）			794	8,829円	883円	1,766円	2,649円
介護保険（介護予防）		サービス内容略称	単位数	金額	ご利用者様 1割負担額※	ご利用者様 2割負担額※	ご利用者様 3割負担額※	
介護 予防 訪問 看護 費	30分未満	予防看護Ⅰ 2	451	5,015円	502円	1,003円	1,505円	
	30分以上60分未満	予防看護Ⅰ 3	794	8,829円	883円	1,766円	2,649円	
	60分以上1時間30分未満	予防看護Ⅰ 4	1090	12,120円	1,212円	2,424円	3,636円	
	訪問リハビリ（40分以内）			568	6,316円	632円	1,264円	1,895円
	訪問リハビリ（60分以内）			426	4,737円	474円	948円	1,422円

※利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する。
※早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増。深夜（午後10時～午前6時）は50%増となります。

加 算	初回加算		初回加算Ⅰ	350	3,892円	390円	779円	1,168円
			初回加算Ⅱ	300	3,336円	334円	668円	1,001円
	緊急時訪問看護加算		緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	6,382円	639円	1,277円	1,915円
	特別管理加算（月1回）		特別管理加算（Ⅰ）	500	5,560円	556円	1,112円	1,668円
			特別管理加算（Ⅱ）	250	2,780円	278円	556円	834円
	長時間訪問看護加算（1回につき）		長時間訪問看護加算	300	3,336円	334円	668円	1,001円
	複数名訪問加算 （1回につき）	30分未満	複数名訪問加算	254	2,824円	283円	565円	848円
		30分以上		402	4,470円	447円	894円	1,341円
	退院時共同指導加算		退院時共同指導加算	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円
	訪問看護ターミナルケア加算（介護予防は対象）		ターミナルケア加算	2500	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円

※1割・2割・3割負担額は：介護保険の利用単位数×地域単価（1単位11,12円）＝サービス利用金額
このサービス利用金額から、それぞれ9割・8割・7割を引いた額が自己負担金額です。

○定期巡回・随時対応訪問

介護看護事業所と連携する場合（1月につき）	2961	32,926円	3,293円	6,586円	9,878円
-----------------------	------	---------	--------	--------	--------

○保険適応外利用料金

そ の 他	交 通 費	通常の実施地域（泉区・瀬谷区・戸塚区・旭区の一部…中希望が丘、南希望が丘、善部町、柏町、さちが丘、万騎が原、南本宿、桐が作、二俣川2丁目）	交通費は無料です。
		通常の実施地域以外	通常の実施地域を越えた地域へのサービスの提供は、通常の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルにつき、おおむね100円の実費がかかります。 1回の訪問につき往復頂きます。
	永眠時のケア	15,000円	

※衛生材料（ガーゼ、おむつなど）を緊急に使用した場合は実費をいただきます。

○キャンセル料

事前の連絡なくサービスの利用をキャンセルされた場合、実費相当に値するキャンセル料を負担していただきます。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

○通常のサービス提供を越える費用

区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合などは、ご利用者様負担金は10割となります。

- ※ 初回加算は、過去2月において訪問看護の提供を受けていない場合（医療保険の訪問看護を含む）で新規に訪問看護計画を作成した利用者に訪問看護を提供した場合に加算します。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者や家族等からの電話などに常時対応できる体制にある訪問看護事業所が計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に、利用者の同意を得て、1月に574単位を1回目の訪問看護に加算します。
- ※ 特別管理加算は、特別な管理を要する利用者に対し計画的な管理を行った場合に加算します。

厚生労働大臣が定める区分（利用者告示第七号）

特別管理加算（Ⅰ）500単位/月	特別管理加算（Ⅱ） 250単位/月
イ <ul style="list-style-type: none"> 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態 	□ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡の状態 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算（Ⅰ）及び特別管理加算（Ⅱ）が対象者となります。
訪問看護の所要時間が1時間以上1時間30分未満の訪問看護に、引き続き訪問看護を行う場合に、1回につき300単位加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、別に厚生労働大臣が定める基準において、同時に複数の看護師等が1人の利用者に計画的に訪問看護を行ったときに、2人目の従事者の所要時間により加算します。

別に厚生労働大臣が定める基準（利用者告示第五号）

○同時に複数の保健師・看護師・准看護師または理学療法士・作業療法士、言語聴覚士により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていること ○次のいずれかに該当すること ①利用者の身体的理由（体重が重い等）で1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

- ※ 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所に当たり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、退院又は退所後の初回訪問看護の実施日に1回（特別管理加算対象者は2回まで）加算します。
- ※ ターミナルケア加算は、都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所がその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを実施中に死亡診断で医療機関に搬送され24時間以内に死亡した場合を含む）に当該者死亡月に2500単位を所定単位数に加算します。

厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示第77号）

イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡がとれる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること ロ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されること
